

「三千八百四十円」に改めようとするものでございまして、九百六十円のアップになるものでございす。

第八条につきましては、条文の整備でございす。

第十二条につきましては、国民健康税の減額でございまして、均等割、平等割の改正に伴うものでございまして、第一号におきまして六割減額でございす。均等割六割減額「千二百二十四円」と「千五百十二円」に、平等割六割減額を現行「千七百二十八円」と「二千三百四円」に改めようとするものでございす。

同条第二号でございす。これは四割の減額でございす。均等割四割減額と「八百十六円」と「千八円」に、平等割四割減額と「千五百十二円」と「千五百三十六円」に改めようとするものでございす。

附則第七項につきましては、減額の基準額でございまして、地方税法の規定によりまして、国民健康保険税に限り、昭和五十六年度分を「昭和五十七年度分」に、「二十三円」と「二十四円」に改めようとするものでございす。次に、施行期日でございす。この条例は公布の日から施行しようとする

るものでございす。

経過措置につきましては、改正後の国民健康保険税条例の規定は、昭和五十七年度分の国民健康保険税から適用し、五十六年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものとするものでございす。

なお、国保運営協議会の御答申もいたしてございす。

以上、雑駁な説明でございす。慎重御審議をいたしまして、原案とあり御決定くださいますようお願い申し上げて、説明を終わらせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（松山清君） いずれにしても、厚生委員会の方で審議されると思ひますけれども、二、三、七とお聞きしておきたいんですけれども、いま提案理由の説明の中で、最後の方なんですけれども、いわゆる運営協議会の答申もいたしてございす。これは答申をいたさなければ出せないでそんなことではないんです。答申の中身ですね。答申の中身は

どんな内容だったのか。その答申の中身と言いますか。その答申の言わんと
していることがここにあらわれたというふうに、その精神がここにあらわれたとい
ふうに解釈せざるを得ないですけれども、そういうものを配慮してこれを
出したというのかなのかどうか。

も、と突っ込んで言わせていただければ、運協に対して一応改正案というもの
を出して、それもそのままに、その案が今回提案されているわけですからね、
数字的にも違わずに……。というところは、運協の答申は、そのものすばり、
これで結構という答申だったのかどうか。その辺ちょっと明確にお聞か
せにしたいと思えます。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午前十時二十六分 休憩

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま質疑中でありましたが、理事者より訂正発言の申し出があり

午前十時四十三分 開議

ますので、これを許します。

○福祉部長（須崎進君） ただいまの提案理由の中で不適正な発言をい
たしましたのでおわびして訂正をさせていただきますと存じます。

私が申し上げました「一般会計からの繰入金二千七百万円を合わせて」と申
し上げましたが、「一般会計からの繰入金」といたしても「と御訂正方お願い
したいと思えます。大変申しわけございません。」

○議長（末次性男君） ただいまの発言のとおり訂正する、とに御異議あ
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認め、訂正することに決定いたしました。
引き続き質疑を行います。

○福祉部長（須崎進君） 御答申をいただきました内容につきまして、朗読
をさせていただきますと存じます。

「昭和五十七年第一回福生市国民健康保険運営協議会諮問事項
について答申。」

昭和五十七年八月九日付 福福保発第千四百十六号をもって福生市長から諮問のあった福生市国民健康保険税の税率及び課税限度額等の改正について、当協議会は八月十七日及び八月二十六日の両日、慎重審議の結果、次のとおり答申する。

市国保財政の内滑る運営を期するため、当年度財源不足として予想される額の処理について一般会計からの繰入金と従来の額より増額し、あわせて保険税率及び限度額を引き上げ補てんする考え方に 대해서는、一応是認できるもの、現下の厳しい市民生活状況を勘案する場合、諮問案による税率改正は高率であると思われる。したがって一般会計からの繰入金を増額し、被保険者負担額と諮問案より軽減することを強く要求するものである。しかし繰入金の増額は市の全般的財政事情により検討すべき問題と思慮され、当協議会においてその額を決定し答申することは不可能である。よって保険税率の改定を含め本諮問については、市議会において当協議会の意向を尊重の上決定されたい。

以上であります。

○十二番（松山清君） 答申を読んでいただいて答申の内容はよくわかりました。

大変ありがとうございます。この答申と、ここに出されたものとの間には、非常に考え方がおちかけ離れたものがある。私は判断するわけです。そういう点から見ましても、この問題についてましても、いすれにしても厚生委員会で付託ということになうますので、その点も含めまして十分に御審議していただきたいと思います。強く希望するものです。

それから、答申の問題についてはその程度にしておきますけれども、この提案理由の印刷物には、「医療費がふえた」と。だから税率を改正したいとありますけれども、次に出てくる補正予算を見ましても「医療費がふえる」という内容はちっともないんです。ですから、先ほどいろいろ答申の中にもあったように、むしろ中心は所得が伸びなかったという、ことなんです。そうしますと、所得が伸びなかったということは、それ自体市民が大変苦しいわけです。所得が伸びないということ、そのこと自体が、前年度に比べて当年度所得が伸びなかったという、と自体、生活が苦しい。だからそこに追い打ちをかけるよう

にもっと税金を取り立てるといふ人では、それはもう、やるべきがすふんといふ話じゃないですか。こういふときにこそ、所得の伸びが少い人だから、考え方は、一般財源で補てんしようというふうな考え方が出て、どうかと思ふんですけれども、提案理由には医療費がふえたと書いてあるけれども、ちつとも補正予算の関係では、医療費がべらぼうにふえたと書いてあることは出てないじゃないですか。ちつと、提案理由の印刷の書き方が違うんじゃないんですか。それは。幾ら何でもちつとこれとすおると思ふんですが、その辺どうなんでしょうか。むしろそのとおり、所得の伸びがなかった、だから取れないんだと書いて方が……、ソコが惡いかは別ですよ。内容にソコと惡いかじゃなく、中身の書かれてゐる内容が違ふんじゃないんですか。書いてある内容が。それから、今回の改正は当年度だけですか。来年度の五十八年度はまたわからないうちのことなんですか。どうもこの辺の金額で、所得の伸びがなくて、伸びが惡くて、五十八年度また、来年度途中でやめなければならぬ、ようないふこと、よしもあるまゝと思ふますけれども、年度途中と言わず五十八年度、五十九年度、この額でもつことが出来るのか、立てることが出来るのか、どうか。その辺の見通しも伺いたいと思ふます。

○福祉部長（須崎進君）

お答えいたします。

確かに所得の伸びが非常に、当初におきましては四五%を見込んだとしても、先ほど申し上げましたように二五%の減額というふうなことに相なると、よりよいことが大きな原因でございます。

それから、これが当年度だけかというところでござりますが、非常に国保会計におきましては、一口に、医療費対応方式と申しておりますが、医療費の動向によりまして単年度でやるというところが原則でござりまして、来年度のことで、今回の税率改正で必ずしもいけるともいけないうちも申し上げられない、というのが国保の、医療費の動向であると思ふます。

その程度のことしか申し上げられなくて申しわけござります（が答弁にかえさ、せていただきます）。

○十二番（松山清君）

いま言つてゐることはわからないうちもないうちですが、私はむしろ、提案の印刷物の、医療費がふえたから今回税率改正、というところはないうち。そうなんです。じゃあ、医療費がこれだけふえたんですか。

補正予算を見ても……むしろ所得の伸びから改定という、ことなんでは。
そのことのいい悪いは別にして、ここに書てある印刷物そのものが、いささか
今回の言わんとして、と逆のような気がするんです。逆と言うより
違うような内容ではないかと思えます。それは一般的には医療費がふえたか
ら税率を改定した、というのは錦の御旗になります。しかし今回は違う
でしょ、それとは。れ訂正なくていいんですか。この提案理由の印刷物
そのものの内容を。私は、れでは納得できません、印刷物そのものには。
実際と違うような気がします。

○議長（末次性男君）　れより十一時五分まで休憩いたします。

午前十時五十二分　休憩

午前十一時七分　開議

○議長（末次性男君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き質疑を行ないます。

○福祉部長（須崎進君）　お答えいたします。

確かに提案理由の中で医療費の増高というところでござりますが、
基本的な問題としていたしまして、総括的に申し上げたものでござりまして、年々
の動向を見ましても医療費の増高というものの、中でのとらえ方をしたと
いうことでござりまして、実質的にも医療費におきましても、当初四九
を見ましたところ、八六％の伸びを見て、という状況でござりまして、今後提
案理由等につきましては、十分注意をしております、というふうに思えます。そうい
うような基本的なことで提案理由としたというところで御理解を賜うたいと思
います。

○十二番（松山清君）　幾つかお聞きしまして、あとまだ何点かあるわけでは

ないけれども、いすれにいたしましても厚生委員会に付託という、ことになろうかと思いま
すので、厚生委員会の審議の中で十分審議していただきたいというこ
とを強く切望いたしまして、今回の質問は、この程度にさせていただきます。

○議長（末次性男君）　以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君）　この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十号については、厚生委員会

に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) お詔いいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第六十号

は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

議長(末次性男君) 日程第六 議案第六十一号 福生市議会議員

及び市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷 徳男君 登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第六十一号 福生市議会議員及び市長

の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

選挙におきますポスターの掲示場につきましては、衆議院議員、参議院議員の地方選出議員、並びに知事の選挙では、従来から公職選挙法上、設置することが義務づけられておりました。選挙運動用ポスターはポスター掲示場のみに貼る制度になっております。

昨年の五月に、公職選挙法の一部を改正する法律が施行されました。都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員、及び長の選挙におきましても自治体の条例で定めることによりてポスターの掲示場の設置ができるよう改正されたものであります。当市の選挙管理委員会におきましても、この制度につきまして慎重に検討がなされた結果、実施することに決定し、市長あて条例制定の依頼がございました。

本議案は、この改正法によります公職選挙法第百四十四条の二、第八項及び第九項の規定に基づき、新たに条例を制定し、選挙の公営拡充

の一環といたしまして、公営によるポスター掲示場を設置しようとするものであります。

条例の内容でございますが、第一条が設置規定でありまして、市議会議員選挙と市長選挙に際して、ポスター掲示場を設置するものであります。昨年、東京都が条例を制定し、その直後に執行された都市議会議員選挙のポスター掲示場と同様でございます。ポスター掲示場を設置する場合、掲示場総数は、一投票区につき五ヶ所以上、十ヶ所以内において政令の定めるところによりまして算定した十ヶ所を設置いたしまして、選挙運動用のポスターの掲示については、この掲示場だけに限定しようとするものでございます。

第二条は、総数の減少の規定でございます。掲示場を設置するにあたり、土地の形体、あるいは交通等の特別の事情のある場合には、この総数を減少することかできるといふ規定でございます。

附則といたしまして、公布の日から施行しようとするものでございます。はなはだ簡単でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定

くださるようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十二番（貫井喜代次君） ちよと勉強不足で、まことに質問が申しわけなんですけれども、この改正そのものについての法の百四十四条の二、これは現在まで七項まであったんですけれども、これが八項という一項がふえたんですね。それから、百四十四条の二の方で、また第九項という、これがいままでは七項まであったわけが八項、九項が追加されたわけなんですけれども、簡単でいいですけども、その内容、改正になった四十四条の二の八項、四十四条の二の九項ですね、その二について、簡単でいいですから内容の説明をしていただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（篠崎寛君） 自席からお答え申し上げます。公職選挙法第百四十四条の二につきましては、第七項までが従前ございましたが、それにつきまして八項、九項、十項と五十五年の改正によりまして追加されたわけでございます。

第八項につきましては、都道府県の議会の議員の選挙にあっては

都道府県が、市町村の議会の議員、及び長の選挙については、市町村がそれぞれ条例で定めるところにより、第四百十三条第一項五号のポスターの掲示場を設けることができるというので、任意性のポスターの掲示場が条例を定めることによってできると、規定が第八項でございます。

それから第九項におきましては、都道府県、または市町村が第八項の規定によつてポスターの掲示場を設置する場合は、その総数については、一投票区につき、五ヶ所以上十ヶ所以内におつて政令で定めるところにより算定しなければならない、というので、ポスターの掲示場の総数の規定が第九項でございます。それと、ただし書きがつておりまして、特別の事情がある場合は、都道府県、または市町村は、それぞれ条例で定めるところによりその総数を減ずることができるといふので、いわゆる特別の事情というものが、たとえば住宅の密集地なんかで公共施設とか空地とか、民間の借地なんか、なかなかないような場合、まあめて設置が困難なような場合には、そういう規定が、総数を減ずることもできるといふような内容の規定でございます。

それから、もう一項、十項がございしますが、これは、いわゆる第八項の新しい制

度に基づいてポスター掲示場を設置する場合においては、いわゆる国の選挙、それから知事選挙において実施される内容というものが準用するんだ、という準用規定が規定されてゐるものでございます。

以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十一号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よつて議案第六十一号は総務委員会に付託する、ことに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第七 議案第六十二号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。
本案に付て提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君 登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議案第六十二号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第二号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

予算書の内容に入る前に、今回の補正予算の骨格をまず申し上げてみますと、まず歳入面におきましては、市税におき、特別徴収の伸びと土地家屋償却資産等の固定資産税の確定、さらに五十六年度繰越金、地方交付税の普通分の確定等の収入をもつて今回の補正を組んでおります。

歳出におきましては、民生費における国保会計への繰出金、衛生費における地方交付税確定に伴う清掃費配分金、それと六月期における職

員期末勤勉手当の支給額に対する予算差額等が歳出の主なものになっております。

それでは内容につきまして説明申し上げます。まず総則でございますが、既設予算額一百六億十三万六千円に、今回歳入歳出それぞれ一億六千七百七十六万

二千円を追加いたしました。歳入歳出の予算総額を百七億六千八百八十九万九千円と定めようとするものでございます。

二条におきましては、後ほどまた御説明申し上げますが、今回地方債の変更を行おうというものでございます。

次に、内容につきまして御説明申し上げます。

二ページをお開きいただきます。まず市税につきましては、七千八百八十三万四千円を追加し、四億八千九百九十九万四千円といたします。これにつきましては、まず市民税につき三千二百二十万二千円の追加補正でありまして、これは市民税の所得割の伸びによります増収となっております。固定資産税につきましては、三千二百二十万二千円の追加補正でありまして、土地家屋

償却資産税の確定による増収分三千五百三十九円と、日本国有鉄道並びに日本電信電話公社の納付金が確定されたことによる増加分の百六十二万二千四百でござります。次の都市計画税につきましては九百五十九万四千の追加補正でござります。

次に、地方交付税でございますが、今回普通交付税の確定がなれまして四百六十八万七千四の追加補正と相なつた次第でござります。したがつまして五十七年度の普通交付税の確定総額は十億八千三百四十二万四千でありまして、このうち先に申し上げました清掃費配分金として西多摩衛生組合関係分の交付額八千七百十五万四千が当市の普通交付税の中に入っております。実質的には当市は九億九千三百九十九万四千と相なる次第でござります。

次に、分担金及び負担金につきましては、二十三万三千四の追加補正でありまして、これは歳出課目の土木費における西住宅地区排水路の六ヶ月職員期末勤勉手当に充当する下水道会計からの負担分十九万二千四と、羽村、瑞穂町負担金四万一千四でござります。

次に、使用料及び手数料でございますが、これは先ほど御提案申し上げております福生市営テニスコート設置及び管理条例の一部改正に伴う福生市営武蔵野台テニスコートのナイター使用料の追加補正でござります。次に、国庫支出金でございますが、三百八十一万四千四の減額補正であります。まず国庫負担金におきまして、民生費国庫負担金として百三十七万五千四の追加補正でござります。児童福祉費にかかわる入院助産措置と母子寮措置による対象件数増による負担分でござります。次の国庫補助金の五百十八万九千四の減額補正でございますが、これは教育費国庫補助金として市立第五小学校増築第四期事業を、当初予算計上したものでござりますが、五月一日現在、新生児における児童数の減により、学級数が補助資格整備面積に達しないため補助対象にならないというところから減額するものでござります。

次に、都支出金につきましては四百一十一万四千の追加補正であります。内訳として、まず都負担金百五十八万四千で、これは民生費都負担金と身体障害者福祉手当、精神薄弱者福祉手当、老人福祉手当にかかわ